

団地でのよりよい暮らしのために
自治会にお入りください

大規模集合住宅で協力しあった暮らし。
自治会に加入し、より良い団地生活を
一緒に。加入は2分の1の申込書で。

王子五丁目団地

自治会会報

第299号/2010年4月17日
公団王子五丁目団地自治会

東京都北区王子5丁目2番
6号棟集会所1号室
(月・金)9~16時 (土)9~12時
電話・fax 03-3913-6723
Eメール: ougo@m3.dion.ne.jp
http://www.dion.ne.jp/ougo/

UR住宅の居住者を守れ 北区議会が政府に意見書

独立行政法人の全面見直しをめざす政府の行政刷新会議は、4月下旬、公団住宅の大家の都市再生機構の「仕分け」を行います。これに対し、王子五丁目、赤羽台、豊島五丁目の3団地自治会が「団地居住者を守れ」との意見書を政府に提出するよう北区議会に陳情しました。

北区議会は3団地自治会役員の訴えを受け止め陳情を採択、3月23日の本会議(22年度第1回定例会)で全会一致で政府への意見書と都市再生機構理事長への要望書を決議し提出しました。(別項)

王五居住者専用

新・駐輪シール

4月11・2号棟から号棟順に発行

王子五丁目団地の居住者の自転車、団地に入ってくる外部者の自転車・放置自転車ときちんと区別し、居住者がスムーズに駐輪できるようにするとともに、放置自転車の整理を系統的に実施して団地環境を維持改善するために、都市再生機構東京北住宅管理センターは、「新たな王子五丁目団地内専用の駐輪シール」を発行することになりました。団地自治会が「効果的な自転車対策」をくり返し要望し、これに応えたものです。4月1日から2号棟を皮切りに号棟ごとに順次交付を行います。

〈駐輪シール発行日程〉

2号棟……………4月1日～30日
3・4・5号棟……5月1日～31日
1・10号棟………6月1日～30日
6号棟……………7月1日～31日

〈受付場所〉

団地管理サービス事務所(6号棟)

〈ご注意〉①入居者名簿に登録されている方のみ発行します(未登録者は住民票提出など新たな手続きが必要)。
②申請するときは入居者本人であること確認できる書類(免許証・保険証・その他)を持参してください。
③代理人は委任状と身分証明書を持参してください。

外部・放置自転車対策のため整理員配置

王五団地居住者への務所で「居住者専用駐輪シールの発行は上請書」に記入し、シールの交付を受けてください。外部者等の不正な駐輪、該当期間内に6号棟の管理サービス担当者であることを確認する

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定に関する意見書

北区議会、首相・各大臣らに提出

政府は都市再生機構を含む全ての独立行政法人の見直しをするための準備に着手し、本年四月以降には事業仕分け作業を予定している。

また、規制改革会議は昨年十二月に「規制改革の課題」を公表し、その中で都市再生機構に對し、定期借家契約の導入を年度内に行うよう要求している。北区には都市再生機構の団地

が十二団地あり、その合計戸数は一万三千二百戸を超えるが、多くの団地で高齢化が進み、収入面でも公営住宅入居階層が多数を集めるようになってきている。居住者の大半は今の団地での永住を希望しており、また長年にわたる居住者の自治会活動等により地域コミュニティが成熟し、地域のまちづくりにも積極的な貢献をしている。

このような中で、定期借家契約導入が行われれば、団地をかがえのない生活の拠り所としている居住者の居住の安定を損ないかねない懸念がある。よって、本区議会は独立行政法人都市再生機構に對して、居住者の意見・要望を真摯に受け止め居住の安定を図るよう、下記事項を要望する。

1、独立行政法人見直しにおける都市再生機構の事業の見直しにあたっては、都市再生機構賃貸住宅の存在と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を促進すること。

2、都市再生機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、また公営住宅入居階層が大半を占めるようになってきている実態を踏まえ、公営住宅に準じた家賃制度の導入をはじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度に改めるための検討を行うこと。

3、都市再生機構賃貸住宅の再編(売却・削減・民営化等)の方針を見直して、公共住宅

☆同趣旨の「要望書」を都市再生機構・小川忠男理事長に提出

平成二十二年三月二十三日
東京都北区議会議長 平田雅夫
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
国土交通大臣 前原誠司 殿
内閣府行政刷新担当大臣 枝野幸男 殿

玄関ドアガードを希望者に無料

10号棟は外壁やエントランス工事も

各住戸の玄関ドアに「ドアチェーン(防犯鎖)」を取り付けられています。外部者等の不正な侵入を防ぐため、居住者の安全を高めるために、「ドアガード」を取り替えることにしました。ただし希望者のみに実施します。費用は都市再生機構の負担で行います(居住者は無料)。

都市機構が「玄関ドアガード化」の案内を各フロアの掲示板に張り出し、申込書付きの案内チラシを工事を実施する号棟の順番に各戸

ることが必要で、上記「ご注意」にある書類を持参することになっています。

駐輪シール発行の期間経過後、団地敷地内の自転車整理を日常的に実施し環境の維持改善を行います。

自治会と都市機構の話し合いの結果、専任の自転車整理員を配置

し、週3日、朝3時間程度作業を行います。整理員の作業内容は下記の3つです。

①団地居住者でない外部者の自転車対策(駐輪シールのないものを放置自転車として警告ビラを取り付け、一定期間後は集積・団地外へ移動させる)。

②団地内に駐輪しよ

に配布、工事申し込み受付をします。取り替えを工事希望する家庭は、ビラ記載の期間内に申込書を管理サービス事務所の専用受付ポストに投入しましょう。

4月以降の王子五団地での修繕としては10号棟で外壁修繕・塗装工事、バルコニー床・階段室床などの防水工事を実施。またエントランス改修として出入り口ドアを自動ドアに交換し、防犯カメラを設置します。都市機構や工事業者の案内をよくご覧ください。



10号棟の工事内容

自治会の動き

【2010年2月】

4日 花壇・コンポスト他説明会
5日 北ブロック会議
6日 王子五丁目東児童館こんこんまつり
7日 会員拡大行動
9日 北区内3団地事務局長会議
第3回福祉部会
第13回役員会
13日 第33回23区自治協同基大会
14日 青少年推進委員会
16日 北区議会陳情書提出行動
町会自治会長会議
23日 王子地区防災会議総務部長会
25日 全国自治協国会集会
27日 第1回運営委員会・第1回総会準備委員会
28日 青少年球技大会

【3月】

1日 北区議会建設委員会傍聴
9日 第5方面合同防災後援会
10日 王子小学校謝恩会
13日 第14回役員会
15日 青少年推進委員会
16日 花壇・コンポストデモンストレーション打ち合わせ
第1回選挙管理委員会
17日 北区議会要請行動
桜田北保育園就学祝う会
18日 北区議会要請行動
さくらだ幼稚園修了式
19日 王子桜中学校卒業式
王子桜中学校卒業祝う会
20日 第2回運営委員会・第2回総会準備委員会
花壇・コンポストデモンストレーション
23日 町会自治会長会議
25日 王子小学校卒業式
第2回青少年文化スポーツ部会
第2回防災委員会
26日 認知症を正しく学ぶ学習会
第2回選挙管理委員会
27日 第15回役員会
28日 関東団地本因坊戦
【4月】

1日 会計監査
4日 会員拡大行動
会報編集作業
5日 第3回選挙管理委員会
6日 王子小学校入学式
学校跡地土壌調査結果説明会
7日 王子桜中学校入学式
9日 さくらだ幼稚園入園式
第4回選挙管理委員会
10日 会報編集作業
11日 桜美会総会

旧桜田小・中学校の敷地の調査

「土壌汚染は存在しない」

旧桜田小・中学校の跡地の土壌調査結果について

北区では、旧桜田小・旧桜田中学校跡地利用の履歴調査を平成21年9月に行い、同年10月以下「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」)の規定により、土壌汚染調査を実施し、両校敷地に土壌汚染は存在しないとの結果を得ました。調査経過としては、環境確保条例に基づく

①旧桜田小跡地については、汚染の可能性はないと考えられること。
②旧桜田中跡地については、敷地の一部分について、汚染の可能性は完全には否定しきれない。

その後、東京都環境局の指導を踏まえ、旧桜田中跡地の一部について、「土壌概況調査」(土壌ガス及び土壌サンプルを採取し有害物質の含有量の分析を行うもの)を平成22年1月から3月にかけて実施したところ、全ての物質において基準を超過はなく、「当該敷地に土壌汚染は存在しない。」との結果を得

いこと。

ない。」との結果を得



認知症の人と正しく接するには……真剣に勉強しました

認知症を正しく学ぶ学習会

団地自治会福祉部は3月26日、北区高齢福祉課王子高齢相談係の協力で「認知症を正しく学ぶ」学習会を会場で開催しました。当日は25人の居住者が参

加し、認知症の方への正しい接し方についてビデオや講師の説明を交えて学習しました。「あれ? 最近ちょっと変だな、でも歳のせい」。認知症だから何もできない、何を言っても解らないと片付けていませんか。認知症の方は、戸惑い悲しんでいます。認知症を正しく理解し、家族と地域で支え合い、安心して暮らしていける環境作りのためにも有意義な学習会でした。

環境防災ステーションの花壇に花の植え付け実習

フラワーボランティアと自治会役員で



私たちフラワーボランティア。団地に花を咲かせます

きりとせん

公団王子五丁目団地
自治会入会申込書

公団王子五丁目団地自治会に入会を申し込みます。

号棟 号室 (TEL)

ふりがな

世帯主お名前

年 月 日

公団王子五丁目団地自治会 御中

〔事務所〕王子五丁目団地(6号棟)集会所1号室
〔Tel & Fax〕3913-6723 〔mail〕ougo@m3.dion.ne.jp

☆自治会にまだ入会していないご家庭は、円滑な団地生活のためにも、ぜひともご入会ください。下の入会申込書に記入のうえ、自治会事務所に持参いただくか、事務所のポストまたは役員宅へ投函してください。ファックス、e-mailでもどうぞ。

◇会費は月500円です

会費をいただく方法
どれかに○をお願いします

◇金融機関自動振替

・城北信用金庫東十条支店
・第一勧業信用組合東十条支店
・東日本銀行東十条支店
・ゆうちょ銀行

◇ゆうちょ銀行払込

◇集金

◇事務所へ直接持参

来客用駐車場の利用を

自治会は来客用駐車場(有料・5台分)を管理運営しています。ご利用ください。料金は次のとおりですが、自治会会員には自治会から料金を一部補助する制度を実施しています。

8時から12時 300円(会員200円)
12時から16時 300円(〃200円)
16時から20時 300円(〃200円)
20時～翌朝8時 800円(〃500円)

○自治会事務所で予約受付、鍵渡しや利用証明書発行をしています。

*J Sが管理運営のコイン式駐車場は現金のほかカードも利用できます(自治会事務所で販売)のでご利用下さい。